大津駐屯地周辺での
小型無人機等の飛行は禁止されています

駐屯地は、小型無人機等飛行禁止法（平成２８年法律第９号）に基づく対象防衛関係施設に指定されている為、**駐屯地周辺約１０００ｍ地域での小型無人機等の飛行は原則禁止**されています。飛行禁止地域の詳細及び飛行を行う場合の手続き等については、防衛省ＨＰをご覧いただくか、下記の問い合わせ先へお問合せください。なお、**同法に違反した場合は、同法上の安全確保措置の対象になる場合がある**ほか、「６月以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金」が科せられます。

また、自衛官は本法の規定に違反する者に対し、機器の撤去その他の必要な措置を命ずることができ、**一定の場合には、小型無人機の飛行の妨害、破損その他の必要な措置**をとることができます。

陸上自衛隊大津駐屯地司令







大津駐屯地
1000ｍ周辺地域

問い合わせ先：０７７－５２３－００３４
内線：206・207